

青森大学学長の職務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第47条に基づき、青森大学（以下「本学」という。）学長の職務に関する事項を定める。

(職務)

第2条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(責務)

第3条 学長は、以下の責務を負う。

- (1) リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督する。
- (2) 学長は、理事会から教学に関して委任された権限を行使する。
- (3) 本学の所属教職員が、学長方針、中期的な計画、青森山田学園経営方針・情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。

(任期と任用)

第4条 学長の専任及び任期については、青森大学学長選任規程によることとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の制定及び改廃は、大学運営会議の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は令和2年4月1日より施行する。